道央廃棄物処理組合議会処務規程

(平成26年4月11日議会訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、道央廃棄物処理組合議会(以下「議会」という。)の事 務処理その他処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の設置)

第2条 議会に書記長、書記その他の職員を置く。

(職務)

- 第3条 書記長は、議長の命を受けて議会の事務を掌理し、書記その他の職員を指揮監督する。
- 2 書記その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。 (事務の専決及び代決)
- 第4条 事務の専決及び代決は道央廃棄物処理組合事務専決規程(平成26年道 央廃棄物処理組合訓令第4号)の規定を準用する。この場合において、同規 程中「管理者」とあるのは「議長」と、「事務局長」とあるのは「書記長」 と読み替えるものとする。

(公印)

- 第5条 公印の名称、形状、寸法及び管守責任者は、別表のとおりとする。 (準用)
- 第6条 この規程に定めるもののほか、事務の処理については、道央廃棄物処理組合の関係規定を準用する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

名	称	形状	寸 法	管守責任者
道央廃棄物処理組合		正方形	2 1 mm	書記長
議会議長之印				